

令和 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 3 号

函館市旅館業法施行条例の一部改正について

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

函館市旅館業法施行条例（平成 1 7 年函館市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号ウ中「気泡発生装置，シャワー設備」を「気泡発生装置等（気泡発生装置」に，「設備には」を「設備（シャワーを除く。）をいう。第 6 号において同じ。）には」に改め，同号に次のように加える。

エ 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め，貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は，塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。

オ 打たせ湯およびシャワーには，循環させている浴槽水を使用しないこと。

第 8 条第 6 号中「連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽，浴槽水の循環ろ過装置および気泡発生装置等」を「浴場およびその設備」に改め，同号イ中「ろ過装置」の後ろに「，循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）および水位計配管（水位計に接続する配管をいう。）」を加え，同号ウを次のように改める。

ウ シャワーにあっては，次の措置を講ずること。

(ア) その内部に滞留した水が置き換わるよう 1 週間に 1 回以上通水すること。

(イ) 1 年に 1 回以上その内部を洗浄し，および消毒すること。

第 8 条第 6 号に次のように加える。

エ 集毛器を毎日清掃し，および消毒すること。

オ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）および調節箱（洗い場の給湯栓またはシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。）を1年に1回以上清掃し、および消毒すること。

カ 気泡発生装置等にあつては、次の措置を講ずること。

(ア) 1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。

(イ) 空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（提案理由）

旅館業の施設について講ずべき措置の基準に関し浴槽水等に係る基準を改めるため